

人民主權思想の原点とその展開

ホセ・マルティ
桑原武



《基礎法学叢書 6》

人民主権思想の原点とその展開

スアレスの契約論を中心として

ホセ・ヨンパルト 著
桑 原 武 夫

成 文 堂

著 者 紹 介

ホセ・ヨンバルト (José Llompart)

1930年 マジョルカ島 (スペイン) に生まれる
1967年 ボン大学法学博士
現 在 ヒ智大学教授

桑原武夫 (くわはら たけお)

1927年 北海道に生まれる
1952年 学習院大学文政学部卒業
現 在 東京女子大学教授

《基礎法学叢書 6》

人民主権思想の原点とその展開

スアレスの契約論を中心として

定価 3800円

1985年 7月 1日 初版第1刷発行

著 者 ホセ・ヨンバルト
桑 原 武 夫
発 行 者 阿 部 耕 一

162 東京都新宿区早稲田鶴巻町514番地

発 行 所 株式会社 成 文 堂

電話 03(203)9201(代) 振替東京9-66099

製版 日成エンタブラーズ 印刷 寺門印刷 製本 佐抜製本

© 1985 ホセ・ヨンバルト, 桑原武夫 Printed in Japan

☆乱丁・落丁本はおとりかえいたします☆

検印省略

3032-006061-3851

溫 故 知 新

(論語 為政篇)

Historia vero testis temporum,
lux veritatis, vita memoriae,
magistra vitae

(Cicero, De oratore, II, 9, 36)

まえがき

コントによると、ヨーロッパの神学的・軍事的な社会状況は、中世のカトリック・封建的制度の崩壊とともに、実証主義的・工業的な社会状況へと移行したが、この変化を可能ならしめたのは、当時生まれたいわゆる「批判的な教え」(doctrine critique)であった。そしてこれは、神学の権力を破った無限の「良心の自由」、世俗的な権力を打倒した「人民の主権」、そして古い社会階級を解体させた「自由」の三つの「教義」(dogme)として具体化されたとコントは言う (August Comte, *Considération sur le pouvoir spirituel*)。

コントと同じく、人民主権の認識とその承認は、啓蒙時代に初めて、つまり中世のキリスト教的精神がその勢力を失ってから、または宗教改革と同時に、可能になったとする考え方は、現在、ヨーロッパよりもむしろ日本で強いようである。このような日本での通説ともいえる考え方の正当性を検討することが、本書を作成する一つの動機であった。

しかし、この問題を研究をするにあたり、フランシスコ・スアレスを中心にしたことには、さらに別の、学問的というより個人的というべき強い動機があった。つまり、スアレスが、私 (ヨンバルト) と同じくイエズス会に所属していたということである。

私が初めてスアレスと出会ったのは、スペインで哲学を学んでいた時のことであり、そのとき、俊秀博士 (Doctor Eximius) として知られているスアレスの哲学に触れることができたのである。その後、西ドイツのフランクフルトで、神学の研究に従事していたときに、再び別の分野でスアレスの学問に接することができた。以前から、スアレスが国際法の分野でも有名な学者であることは知っていたが、残念なことに、この分野における彼の著作は一冊も読む余裕がなかった。スアレスの法学に関する著作を原文で読み始めたのは、私がボン大学で法学博士号をとり、再び日本に戻った時のことである。読み始めてすぐに、私の好奇心は深い関心へと変わっていった。そして、既によく知られている彼の国際法の理論よりも、むしろスペイン、ラテ

2 ま え が き

ンアメリカの国以外ではほとんど知られていないスアレスの法哲学と、彼が主張した人民主権の理論を研究課題としたのである。その後、スアレスの人民主権論の前史を遡って辿ることを試みたのであるが、その原点は非常に古いもので、古代ヨーロッパにおけるこの思想の芽生えがいかにも不明確であるかを痛感した。思うに——これは決して私の独創ではないが——人民主権の思想というものは、一人の学者が打ち出したものではなく、古くから人類の文化の一部として、その時代によって異なった形で意識されてきたものが、やがて特定の思想家によって打ち出されることになったものではあるまいか。

ともかく、現在、多くの学者も認めているように、この思想は宗教改革より前に既に存在していたのは事実である。とりわけスペインでは、法と国家の理論が登場すると同時に、人民主権の命題が意識され、当然のこととして肯定されたということを、この研究を通して確認することができた。スペイン以外の国で、人民主権を否定した学者は少ないが、それでも幾人かの名前を挙げることはできよう。しかし中世のスペイン、およびいわゆる後期スコラ学時代では、人民主権を否定した学者の名前は一人も挙げることはできないと思う。

現在、「国民主権」ないし「人民主権」(sovereignty of the people, Volkssouveränität, souveraineté du peuple, soberanía del pueblo)と名付けられている問題について、何世紀も前の学者たちがいかに考えていたかを、限られた範囲内ではあるが、調べるという研究自体は、興味ある楽しい仕事であった。ところが、この研究をまとめた形として学界に紹介しようと取りかかってみると、そこには予想以上の難関があり、結局、本書を世に送るまでに何年もかかってしまった。読者のご理解を得るために、この執筆作業に際し直面した難関を、ここで二、三挙げておきたい。それは私が、この難関を打ち破ったことを自負しているからではなく、専門家としての読者が、私の試みに対して批判を加えながら読むことを願うためである。

第一は、翻訳の面での難点であった。近代語についても、難しい問題であるが、特に古代、中世のラテン語を日本語に訳すことは不可能に近いこともある。「言葉」そのものを翻訳しても、その言葉が当時もっていた「意味内

容」はそのまま近代の言葉の「内容」にはなりえない。例えていえば、臓器の移植が拒絶反応を起こすように、何世紀も前に別の国で用いられていた言葉の「内容」を、別の時代の異なる文化をもった国の言葉で表現しようとするれば、どうしても似たような拒絶反応が起こってしまうのである。たとえ最も近い意味の言葉を選んだとしても、それは一つの解釈にすぎず、近代的な意味で理解しようとする、そこには誤解が生ずることとなる。

もう一つ注意すべきことは、すべての歴史的研究というものは、過去の研究であるが、その過去を理解は必ず現在の視点からなされるものであるということである。そこで、過去をの思想を明らかにするためには、現時点で我々がこの思想に関する根本概念を、どのように理解しているのかを確認する必要がある。本研究に関する根本概念は、「人民主権」、「民主主義」および「民主制」、「契約」または「社会契約」、「国家権力」等であるが、この具体的な理解については現時点でも数多くの問題がある。例えば、民主主義というものが、一つの「思想」として理解されうるのに対して、民主制というものは「制度」の問題であり、直接民主制または間接民主制として理解されうる。このような二つの種類があるだけでなく、現在、各国で実現されている民主制も、それぞれすべて異なった特徴をもっている。社会契約論についても、無数の考え方があり、さらにはその理論を否定する考え方もある。また、国民主権といっても、その原理は主権が現に国民に内在することなのか、国民に由来することなのか、そもそも主権とは一体どういうものであるのか等の問題に答えることは、決して容易なことではあるまい。

ここでは、すなわちこの研究の出発点においては、概念上、極めて難しい問題が生じるのであるが、この概念を明確にしないかぎり、我々は中世の学者が提唱した人民主権を知ることはできない。つまり、当時の思想を正しく理解するためには、まず基本的な「概念」の整理をしなければならず、それなしにはこのような概念がどのように異なった意味で理解されていたかを知ることにはできない。

さらに、これはすべての法思想史上の研究に伴う問題であるが、残された典拠の内容だけを対象とすることから生ずる難点がある。つまり、その当時の法制度と歴史的・社会的状況を見れば、大きな誤解を招く虞れがある

4 ま え が き

ということである。例えば、キケロの次のような有名な言葉が残されている。「法律を執行する官吏、法律を解釈する裁判官、さらにわれわれも皆、自由になるためには、法律の奴隷である」(*Pro Cluentio*, 53, 146)。一見すると、この言葉は、「法の支配」(Rule of Law)と人間の自由を、二千年も前に立派に宣言したものと捉えられる。しかしながら、当時のローマ社会の状況を考えると、キケロの言う「われわれも皆」というのは、現在のように「すべての人間」ということではなく、ただ「ローマ市民」のみを指す意味であることは明かである。この時代には、「ローマ市民」として認められていなかった多くの奴隷 (*servus*) および解放された奴隷 (*libertini*) もいたわけである。度々議論されるイギリスのマグナ・カルタ (1215年) についても、これと同じことがいえよう。このように、本書では、課題である人民主権に関する若干の典拠を原文で調べることはできても、それだけでは決して十分ではないと私自身、強く感じている。

さらに、残された典拠を当時の社会状況を考慮して、正しく理解できたとしても、もう一つの意識すべき困難な問題がある。それは、余り学問的ではない要素、いわば「偶然性」という問題である。一定の思想研究を課題として、それに関する資料を挙げる際には、「選択」ということが要求される。ここに既に価値観的要素が含まれることになるが、問題はそれだけではない。研究者が紹介する典拠は、度々偶然に手に入れたものであり、もっと貴重で、影響力をもつであろう資料があったとしても、それが手に入らなければ、結局のところ、現在の法思想の世界には存在しないことになるわけである。同じように、ある時代に、非常に大きな意味をもっていた思想が実際にあったとしても、それが典拠に残されていなければ、やはり法思想史のなかで存在することはできない。

以上のことは、私が選んだ典拠や参考資料、文献についてそのまま当てはまるものであるが、本書では特に日本とドイツでほとんど知られていないものを課題にした。これは意識的に私の判断によるものである。しかし、その動機は、日本の学界に新しいものを紹介しようということだけではない。

日本における法思想史の教科書をみても分かるように、法思想の歴史は、全世界について紹介されているわけではなく、近代まではヨーロッパの法思

想だけ、またそれ以降はアメリカ（米国）の法思想もテーマとれさせているが、他の国の法思想は、余り考慮されていない。さらに一口にヨーロッパといっても、ヨーロッパのすべての国の法思想ということではない。そして、挙げられている参考文献をみると、ドイツの文献に相当のウエイトがおかれているのが普通である。確かに、この分野においては、ドイツの優れた文献が数多くあり、それを調べることは不可欠であろう。しかし、このようにして発展してきた日本の法思想史という分野は、「ドイツの窓」からみた世界の法思想史になってしまう危険性もあるのではないか。ドイツに十年以上留学していた者として、私も、法学、法思想史の世界が、この窓からみると大変よく見えるということは認めるが、しかしこれは一つの窓にすぎず、これによってすべてがみえるとは限らないのである。ともあれ、余り意識されていないこのような問題があることに気付いたことから、敢えて日本でもドイツでもよく知られていないスアレスの人民主権論をここで課題にしようとしたわけである。専門の方々に参考になるところがあれば、幸いである。

ある優れた学者の学問だけを、一生かけて研究するという場合、どうしてもその学者の礼賛者になってしまうということはよくあることである。つまり、その学者の学問上の不備な点や誤りを度外視したり、弁解したりする傾向があるようである。私自身は、スアレスの研究に一生をかけているわけではないが、スアレスを含め、すべての学者は人間であるがゆえに、弘法も筆の誤りということがあると思う。したがって、私はスアレスの学問を高く評価しながらも、本書ではその誤りまでも隠すつもりはない。

なお、本書に載せられているラテン語文の邦訳は、桑原武夫教授が担当されたことをお断りしておきたい。もし教授の御尽力がなかったならば、本書は完成していなかったであろう。深く感謝の意を表する次第である。最後に、本書の作成に当たり、手伝って下さった降矢順子さんと、今回もお世話になった成文堂社長の阿部耕一氏、同編集長土子三男氏にも心よりお礼を申し上げたい。

ホセ・ヨンパルト

1985年2月1日

基礎法学叢書刊行目録一覧

《既刊》

- | | |
|--------------------------|---------------------------|
| 1 幕藩体制における武士家族法 | 鎌田 浩 著
A5判/品切 |
| 2 法の観念
—ジャン・ダバンとその周辺— | 水波 朗 著
A5判/定価2500円 |
| 3 法的正義の理論 | 稲垣 良典 著
A5判/品切 |
| 4 分析法学の研究 | 八木 鉄男 著
A5判/定価3200円 |
| 5 法の歴史性
—現行法の法哲学的試論— | ホセ・ヨンバルト 著
A5判/定価3000円 |

《本書》

- | | |
|--------------------------------------|-----------------------------|
| 6 人民主権思想の原点とその展開
—スアレスの契約論を中心として— | ヨンバルト・桑原武夫 著
A5判/定価3800円 |
|--------------------------------------|-----------------------------|

《近刊》

- | | |
|---|-------------------|
| 7 近代寛容思想と信教自由の成立
—ロック寛容論とその影響に関する研究— | 種谷 春洋 著
A5判/未定 |
|---|-------------------|

現代自然論の課題	阿南 成一 (南山大学)
法哲学と刑事法理論	大野 平吉 (専修大学)
カントの法思想	三嶋 淑臣 (九州大学)
法価値の基礎理論	野口 寛 (神戸大学)
土地所有権の近代化の問題 (仮題)	牧 英正 (大阪市立大学)
古代ローマ法廷技術	柴田 光蔵 (京都大学)
ドイツ憲法学前史	栗城 寿夫 (大阪市立大学)
ドイツの法治国家とF.J.シュタール	高田 敏 (大阪大学)
ドイツ近代法の成立	石部 雅亮 (大阪市立大学)
ドイツ民法典の社会的構造	上山 安敏 (京都大学)
アメリカ自然法理論の独自性 —英米法制的思惟の背景—	松平 光央 (明治大学)

目 次

まえがき

目 次

人民主権に関する基礎概念と言葉使いについて 1

第一部 スアレス以前の契約思想および人民主権 7

1. イスラエル民族と神との契約 9

2. 古代ギリシアにおける（社会）契約説 14

1) ソクラテスとプラトンによる契約説（14）

2) エピクロスの契約説（20）

3) アリストテレスの社会に関する契約説の認否の問題（20）

3. 古代ローマ時代における契約説 23

1) ルクレティウス（23）

2) キケロ（24）

4. 古代ローマ法から中世までの（社会）契約と人民主権
の思想 28

5. インドールスの『語源』にみられる潜在的人民主権論 32

1) 『語源』の権威と影響（32）

2) 当時の法思想にみられる潜在的人民主権論（33）

6. トマス・アクィナスにおける立法権の主体
および霊的統治と世俗的統治権との関係 36

7. ヴィトリアの人民主権論 39

1) ヴィトリアの人民主権論の登場（39）

2) ヴィトリアの『国家権力について』（41）

3) 『インド人について』にみられる人民主権の思想（45）

8. 1528年から1612年の間に公刊された
正義および法・権利についてのスペインの学者の大作 48

8 目 次

9. フェルナンド・ヴァスケスの個人主義的人民主権論	54
1) フェルナンド・ヴァスケスの法理論の特徴 (54)	
2) ヴァスケスの個人主義的人民主権論 (57)	
10. バルトロメ・デ・ラス・カサスの人民主権論 (1571年)	61
11. フライ・ルイス・デ・レオンの人民主権論 (1571年)	65
12. ペドロ・デ・アラゴンの人民主権論 (1590年)	68
 第二部 スアレスの人民主権論と契約思想	73
1. スアレスの略歴	75
2. スアレスの人民主権および契約説の思想	78
3. スアレスの『法律および立法者たる 神についての叙説』にみられる法学体系	87
1) この著作の内容と趣旨 (87)	
2) 法および法学の体系 (93)	
第1編：法の本質についての一般理論、その原因と結果 (94)	
第2編：永久法、自然法および万民法について (101)	
第3編：人実定法 (lex positiva humana) そのものの自体、すなわち 人間の単なる本性 (pura hominis natura) にみられるものと してのいわゆる市民法 (lex civilis) について (107)	
第4編：教会実定法について (118)	
第5編：人定法の諸種類、特に刑法および「嫌悪される法律」(leges odiosae) について (119)	
第6編：人定法の解釈、廃止および改正について (122)	
第7編：不文法、すなわちいわゆる慣習法について (125)	
第8編：優遇的な人定法ないし特権について (128)	
第9編：旧約時代の実定神法について (129)	
第10編：新約時代の神法について (131)	
4. 人民主権と国家権力：『信仰の擁護』 Defensio Fidei	
第3編第1章～第9章	133
1) 『信仰の擁護』の概要 (133)	
2) 第3編 世俗的国王に対する教皇の卓越性および権能について (135)	
第1章 国家的首位権制は正当であり、かつ神に由来するか (135)	

- 第2章 国家的首位権制は直接神に由来するか、または神の設定したものであるか (141)
- 第3章 前章の教えに反対するイギリス国王の根拠と異論に対して弁明する (158)
- 第4章 キリスト教徒たちの間において、彼らが服従するよう義務づけられている正統な国家権力は存在するか (163)
- 第5章 キリスト教徒である国王たちは、国家的ないし世俗的な事柄において最高権力を有するか、またいかなる法ないし権利に基づいて有するか (166)
- 第6章 キリストの教会には、世俗的統治権とは異なる外的な、かつ準政治的な霊的裁治権が存在するか (178)
- 第7章 霊的ないし教会に関わる事柄において、教会を統治する権力は世俗的国王または君主には存在しないということは、権威〔のある発言〕に基づいて証明される (182)
- 第8章 同じ真理〔命題〕は理性によって確証される (183)
- 第9章 上述の諸章で証明された真理〔命題〕に対する若干の異論は解決される (185)

第三部 スアレス以降の人民主権

および社会契約の思想	189
1. スアレスの人民主権論の思想的および政治的影響	191
2. スアレスとホッブズ	196
1) 現在におけるホッブズ研究の盛況 (196)	
2) ホッブズの法実証主義的な見解 (198)	
3) ホッブズとスアレスの人民主権論 (202)	
3. スアレスとジョン・ロック	206
1) 個人から発する政治権力と共同体から発する政治権力 (206)	
2) 統治権と所有権との関係 (211)	
3) ロックの政治思想の背景 (213)	
4. スアレスとルソー	216
1) ルソーのいわゆる「社会契約」と人民主権との関係 (216)	
2) ルソーとスアレスの思想にみられる相違点と共通点 (220)	
結びにかえて——国家権力と人間の自由の間におかれている	
人民主権論	223

人民主権に関する基礎概念と言葉使いについて

まえがきの中で指摘したように、昔の人々が用いた言葉の内容を、近代語で正確に表現することは不可能に近いことと思われる。しかし、もちろんこれは完全に不可能であるということではない。もし、別の時代や別の国の人間が、我々と全く別の種類の人間であるとするなら、昔の人々の考えを理解しようすることは無駄な試みであろう。が、我々が理解を求めているのは、同じ人間であるのだから、既に共通点があることが前提となっており、このことは事後にも十分証明されうと思う。

しかし、それでも昔の人々が用いた言葉の意味内容を正しく理解することは、依然として困難である。自然界に関する概念の名称は、国と時代によって異なってくるが、その内容は変化しない。ローマ人が“arbor”と名付けたものを、今我々は「木」とか“tree”とか呼ぶが、その意味内容は全く同じである。しかし、法と国家の理論で用いられる名称は、国と時代により異なるだけでなく、その意味内容も時代とともに変遷し、また国によって異なるニュアンスをもつ。例えば、ギリシア人が polis と呼んだものと、ローマ人が res publica、中世の人々が civitas、イギリス人が commonwealth、中国人が「国家」、近代人が stato, Staat, state, état 等と呼んだものとは、決して全く同じではない。よく考えてみると、このような名称は、別の意味をもつ「言葉」であるだけでなく、すべて異なった「語源」をもっていることに気付く。この語源を分析すると、その時代、その国の特性もある程度まで現れてくることになる。したがって、歴史を無視して、例えば頭の中だけで近代的な意味の国家 (state) の概念をもって、古代ギリシアの「国家論」ないし theory of state を研究するならば、そのアプローチ自体が既に誤りであるといわざるをえない。

本書で用いるすべての名称ないし基礎概念についても、同様の問題があるということを念頭におく必要がある。「国家」はもちろん、「国民主権」または「人民主権」、「国家権力」、「契約」または「社会契約」等のような根本概

念は、常に同じようには理解されていなかったため、歴史的パースペクティブをもって考えるべきであろう。

言葉使いの面で最も迷ったのは、日本では現在、少し異なったニュアンスで用いられている「国民主権」と「人民主権」のうち、どちらを使うかということであった。この原理は、本書の主題でもあるため、誤解を招くような用語は避けるべきであろうが、「国民」という語は非常に近代的な意味に理解されているのに対して、ラテン語の *populus* (=people, people, pueblo) は、語源学的にも「人民」と邦訳するのが最も適切であるという理由から、ここでは「人民主権」をとることにした。

なおこのような研究は、過去を思想を調べることであるため、その最も信頼すべき手掛りは、現在残されている典拠である。これらを読むにあたり、時々「ものを探す」ために訳書をみたことがあるが、ギリシア語またはラテン語の原文と比べ合わせてみて、驚いたことが何度かある。例えば、「契約 (contract, Vertrag)」という言葉が、訳書にはあっても原文にないということもあれば、逆に、原文に「契約 (pactum)」という意味をもつ言葉があるのに、訳文には見当たらないというケースもある。つまり、古い典拠の訳は、度々一つの解釈であり、その解釈は、翻訳する者の立場や、受けた教育、あるいは抱いている関心等によって異なってくるというわけである。実験的に、ギリシア語の一部分を、ドイツ語、英語、ラテン語、スペイン語にそれぞれ訳したものを比較したことがあるが、不思議なことにそれぞれの訳は、異なったニュアンスをもつことが分かった。そのため、本書では直接、原文に基づいて日本語に翻訳することにしたのであるが、それさえも一つの「解釈」であることを、私たち自身、よく意識している。私たちの解釈が正しいかどうかは分からないが、他に方法はないし、また少なくともこれは他人の「解釈」に自分の「解釈」を付け加えるよりもましであろう。

周知のように、昔日本では、*right* としての意味をもつ「権利」という言葉はなかった（「義務」についても同様である）が、その内容が何も意識されていなかったとは限らない。同じような現象は、ヨーロッパの法文化にもみられる。このような内容を、近代用語で表現しようとする、また一つの解釈になるはずである。法制度が時代によって変遷し、進歩するに及んで、当

然、法に関する異なった概念も、増えてきた。そして、その概念を意識して、特有の名称をつけることになったのだが、時には意識的に区別されながらもまだ新しい名称がつけられない場合があった。ここにも、昔の思想を近代語で紹介することの困難さがあるのである。例えば、我々は今、「国家 (state)」と「社会 (society)」という二つの異なる概念を表現するために、二つの異なる言葉を使うが、ギリシア人は polis という言葉しか使わなかった。したがって、現時点からみれば、ギリシア語の polis という言葉は、「国家」だけ、あるいは「社会」だけの意味ではないといえよう。そのどちらにしても、一つの解釈になるわけである。時には、文章の前後関係から、例えば、「国家」と解すべき場合もあろうが、多くははっきりとしない場合が普通で、原文の polis という言葉のもつ「あいまいさ」は、近代語では表現されなくなる。しかし、よく考えてみると、このような「あいまいさ」は当時の国家や社会の発展段階においては当然のことであり、歴史的にみると、それは批判的な意味の「あいまいさ」ではなく、むしろ一つの無視できない「特徴」であるといえよう。しかし、このような「あいまいさ」は、近代語では表現できないことが多いのも事実である。

本書では、このような問題をうまく解決できたとは思わないが、現在、様々な異なる意味でとられている言葉を日本語にするときは、最も適切と思われる訳語（これは一つの解釈になるが）の後に、原文の言葉も加えることにした。⁽¹⁾ここに例を一つだけ挙げておきたい。中世によく使われた potestas という言葉は、非常に多義的であるため、その前後関係から多数の異なる言葉に翻訳される。その語源から考えると、「できること」(posse, potis esse) という意味をもつものといえるが、これは早い時期に、何らかの物理的力をもって「できること」(英語の power) であると理解された。しかし、その使い方によって、「権力」、「主権」(国家の主権、君主の主権、または人民の主権)、「支配権」または「統治権」、「立法権」というような(現時点から考えると)区別されるべき意味をもつ。残された資料をみると、それがどのような意味で使われているのか明らかな箇所もあるが、不明な部分もあるのである。

1) ラテン語を知っている読者ならすぐに分かるであろうが、ラテン語には語尾変化があり、本書ではその語尾変化を必ずしも第一格にせず、前後関係の意味に合わせることにした。

中世に、登場する *democratia* という言葉も、非常に異なった意味で捉えられる。これは、ギリシア語の *demos*=民衆、人民と、*kratos*=力、主権からつくられた言葉であるから、語源的には「人民主権」と全く同様の意味をもつ言葉であるが、中世においても、この意味だけに理解されているわけではなかった。スアレスの場合は、*democratia* というものを、君主制でも貴族制でもない制度として捉えていたために、「民主制」と訳すことができようが、これは近代的な意味でのデモクラシー、つまり制度的に野党をも含む民主制という意味では理解されていなかった。

また、この研究において重要な意味をもつ「社会契約」と、これに関連する他の概念もしくは言葉使いについても言及する必要がある。というのは、ルソー型の「社会契約」というものが最もよく知られているため、人民主権論の原点を歴史的に追究する場合も、昔からいう「契約」を、この「社会契約」として理解する傾向が文献の中でもよくみられるからである。しかし、昔の人々がルソー型の考え方をもっていなかったことは歴然たる事実である。

確かに、人民主権を論じた昔の学者は、早い時期に「契約」という概念をも導入したのであるが、これは必ずしも人間の社会と法律が人民の契約によって形成されるという意味では理解されていなかった。むしろ、この時期に援用されていた契約は、人間社会(と法律)に関係があったため、その意味では「社会契約」といえないこともないが、しかし近代的な意味での「社会契約」ではないのである。また、「契約」の代わりに、単に「合意 (*consensus*)」とか「受諾 (*acceptatio*)」といった言葉も、しばしば登場しているが、これらは必ずしも「契約」という意味では使われていないということにも注意すべきである。

法思想史と法哲学に関わる重要な問題として、契約思想と自然法思想との関係についても特筆する必要がある。特にマックス・ウェーバーの影響からであろうが、啓蒙時代に提唱された「契約説」を自然法論の一形態とみなす説もあれば、逆に自然法論と「契約説」とは互いに相容れないものであるとする見解もある。しかし、どちらの考えにも問題があると思う。

アリストテレス以来、伝統的自然法論は、人間の「社会」は合意に基づく